

射水市寿司職人の担い手育成業務委託公募型プロポーザル実施要領

本事業は、市内での新たな寿司店の開業や既存寿司店の後継者確保に資する寿司職人を目指すきっかけづくりとなる事業を行う団体等を支援することにより、本市の寿司文化の維持・継承を図ることを目的に公募型プロポーザルによる委託業者の選定を行う。

この実施要領は、本プロポーザルの実施に当たり、事業者の選定手続等、必要な事項を定めることとする。

1 業務概要

(1) 業務名

射水市寿司職人の担い手育成業務委託

(2) 業務内容

別紙「射水市寿司職人の担い手育成業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

2,940千円以内とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

上限額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

(1) プロポーザルへの参加者は、応募資格の確認基準日（参加申込書の提出日）において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

射水市契約規則第3条に規定する入札参加資格者として登録された者であること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。

応募資格の確認基準日から過去2年間に於いて、国税、地方税の滞納がな

いこと。

法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（２）法人格を有する者に限ることとする。

（３）複数の法人により構成されるグループ（以下「グループ」という。）での申請も可能とする。なお、グループで応募する場合は、以下の点に注意すること。

代表となる法人を定めること。

他の法人は、当該グループの構成員として扱う。

単独で応募した法人は、他のグループの構成員になることができない。

複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできない。

グループの構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではない。

当該グループの代表者及び構成員は、上記２（１）の資格要件を満たすこと。

３ 質問書の提出

（１）質問書の提出

本実施要領等の内容に関する質問は、質問書（様式第１号）により電子メールで行うこと。なお、必ずメールの着信を電話にて確認すること。

提出先電子メールアドレス：kigyuu@city.imizu.lg.jp

提出期限：令和６年９月４日（水）午後５時まで（必着）

（２）質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和６年９月１１日（水）までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

４ 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、次の（１）～ に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、１者１提案とする。

(1) 参加申込書及び企画提案書等の作成

参加申込書（様式第 2 号）

企画提案書等送付書（様式第 3 号）

参加資格誓約書（様式第 4 号）

事業者概要調書（様式第 5 号）

企画提案書（任意様式）、業務工程表（任意様式）

- ・ 企画提案書は、次の（ 2 ）に基づいて作成すること。
- ・ 様式は任意とするが、日本工業規格 A 4 判を基本とすること。
- ・ 表紙には「射水市寿司職人の担い手育成業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）

- ・ 業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の（ 3 ）に基づいて作成すること。
- ・ 様式は任意とするが、日本工業規格 A 4 判を基本とすること。
- ・ 1 ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付すこと。

業務実績書（様式第 6 号）

業務見積書（様式第 7 号）

(2) 企画提案書に記載する事項

別紙「射水市寿司職人の担い手育成業務委託仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

若者向け寿司教室の開催に関すること

寿司職人にスポットを当てた動画の制作に関すること

自由提案

(3) 業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項

次の項目について、具体的に記載すること。

業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色

業務担当予定者の構成や業務分担（経歴のほか、資格や主な業務実績があれば記載すること。）

(4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

提出期限：令和 6 年 9 月 2 4 日（火）午後 5 時まで（必着）

提出場所：〒 9 3 9 - 0 2 9 2

富山県射水市小島 7 0 3 番地（大島分庁舎 1 階）

射水市産業経済部商工企業立地課

電話：0 7 6 6 - 5 1 - 6 6 7 5（直通）

メール：kigyoun@city.imizu.lg.jp

提出部数：１０部（正本１部、副本９部）

提出方法：持参又は郵送による提出

持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時までの間とする。

郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を連絡すること。）

５ 企画提案の審査

（１）審査方法

本市が設置する「射水市寿司職人の担い手育成業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別に定める「射水市寿司職人の担い手育成業務委託プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行う。

（２）プレゼンテーションの実施

実施時期

審査の詳細な日時については、企画提案者に別途お知らせする。

なお、審査過程は非公開とする。

実施方法

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・プレゼンテーションによる企画提案書の説明は１事業者３０分以内（準備時間は除く。）、選定委員から質疑は２０分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
- ・プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。ＨＤＭＩケーブル、USB TypeC-HDMI 変換アダプター及び電源は市で準備するが、モニターやパソコンは各企画提案者で準備すること。

６ 優先交渉権者の選定

（１）優先交渉権者の選定方法

選定委員による審査結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

「射水市寿司職人の担い手育成業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順に１位とし、以下、順位をつける。

（２）企画提案者が１者の場合の取扱い

最低基準点（総合評価点の６割以上）を満たす場合は、当該提案者を優先

交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

審査結果は、各企画提案者に書面により通知する。

全企画提案者の審査結果の評価点数を射水市のホームページで公表する。

審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、業務委託に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

8 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、上記 6 の優先交渉権者の選定により選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

(1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合

(5) 上記 1 (4) に定める見積限度額を超えた場合

9 その他

(1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。

(5) 企画提案書等の受理後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。

(6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

10 スケジュール

内 容	期日等
公募開始（実施要領等の公開）	令和6年8月28日（水）
質問書の提出期限	令和6年9月 4日（水）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年9月24日（火）午後5時
プレゼンテーション審査	令和6年10月中旬 企画提案者に別途お知らせします。
審査結果の通知	令和6年10月中旬
契約締結	令和6年10月中旬予定

11 お問い合わせ先

〒939 - 0292

富山県射水市小島703番地（大島分庁舎1階）

射水市産業経済部商工企業立地課

0766 - 51 - 6675

メール:kigyoushou@city.imizu.lg.jp